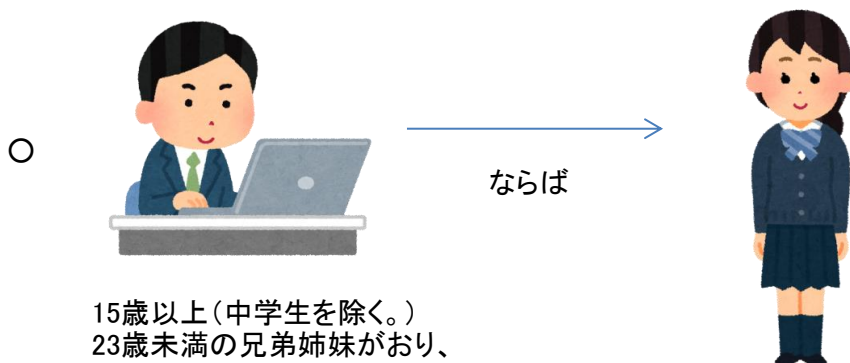


※家計急変による申請の場合は、基準日により以下の支給額を月割計算して支給します。

高校生等が1人の世帯



15歳以上(中学生を除く。)
23歳未満の兄弟姉妹がおり、
扶養していない。

高校生等を第1子とする。

全日制 137,600円

※子どもが1人だけの場合もこちらに該当します。



15歳以上(中学生を除く。)
23歳未満の兄弟姉妹がおり、
扶養している。

高校生等を第2子とする(以降同じ)。

全日制等 152,000円

注意!

通信制はどの場合でも52,100円です。

高校生等が2人以上の世帯

○どちらも私立に通っている場合

↳1人目の高校生等は「第1子：134,600円」、2人目以降の高校生等は「第2子：152,000円」とする。

◎公立と私立別々に通っている場合

↳年齢に関係なく、私立の生徒を第1子、公立の生徒を第2子とする。



例) 私立高校1年生



第1子とする。

私立 137,600円

ならば



公立高校3年生



第2子とする(以降同じ)。

公立 143,700円

◎どちらかが通信制に通っている場合

↳学年に関係なく通信制の生徒を第1子、全日制等の生徒を第2子とする。



例) 私立高校2年生(通信制)



第1子とする。

通信制 52,100円

ならば



私立高校1年生(全日制)



第2子とする(以降同じ)。

全日制 152,000円

注意!

全員通信制に通っている場合は、全員52,100円です。